

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	日田市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.hita.oita.jp/soshiki/somubu/somuka/gyosei/iyoho_seisaku/mynumber/6097.html

執行機関名 日田市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年条例第6号)による利用者負担額又は保育園の保育費用に係る負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの(保育園)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第5の2の項日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例(平成27年条例第6号)による利用者負担額又は保育園の保育費用に係る負担金の減免に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則(平成27年規則第33号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)附則第6条第4項の規定により、市長が支給認定子ども(法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。)の保護者(同項に規定する支給認定保護者をいう。)又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する者のうち、支給認定子どもと生計をともにしているものをいう。)から徴収する費用(以下「負担金」という。)の額の決定及び徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則(平成27年規則第33号) 日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則(平成27年規則第32号)